

大阪市告示第870号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年6月26日

大阪市長 横山英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ライフ遠里小野店

大阪市住吉区遠里小野七丁目48番1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎 高治

大阪市淀川区西宮原二丁目2番22号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎 高治

大阪市淀川区西宮原二丁目2番22号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年2月17日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,235㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物3階	44台
建物1階西側	2台（自動二輪車）

合 計	46 台
-----	------

② 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
建 物 1 階 西 側	81 台 (うち原付 5 台)
建 物 1 階 北 側	6 台
合 計	87 台 (うち原付 5 台)

③ 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
建 物 1 階 北 東 側	40 m ²

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
建 物 1 階 北 東 側 (再生利用対象物保管施設)	5.7 m ³
建 物 1 階 北 東 側 (一般廃棄物保管施設)	7.9 m ³
合 計	13.6 m ³

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株 式 会 社 ライフコーポレーション	午前 7 時 00 分	翌午前 2 時 00 分

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐 車 場	駐 車 可 能 時 間
建 物 3 階	午前 6 時 30 分から翌午前 2 時 30 分

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数及び位置
建物 3 階	出入口 1 箇所（建物南西側）

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位置	荷さばき可能時間帯
建物 1 階北東側	午前 6 時 00 分から午後 9 時 00 分

2 届出年月日

令和 7 年 6 月 16 日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

① 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番 10 号 A T C ビル O' s 棟南館 4 階

② 住吉区役所地域課

大阪市住吉区南住吉三丁目 15 番 55 号 住吉区役所 3 階

(2) 期間

令和 7 年 6 月 26 日 (木) から 令和 7 年 10 月 27 日 (月) まで (日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 7 年 10 月 27 日 (月)

(2) 提出先

上記 3 (1) に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)